

キャッシュカード認証による印鑑レス取引規定

1. (概要)

キャッシュカード認証（以下「カード認証」といいます。）とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの本人認証手段の一つとして、こうぎんカード取引規定に定めるこうぎんカード（以下「カード」といいます。）と、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

2. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したカードを保有する個人のお客さま（ただし、代理人、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。）は、当行本支店の窓口にて、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

3. (本人認証等)

- (1) カード認証による取引において、本人認証のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。
 - ① 当行所定の機器により入力された暗証番号と、カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。
 - ② カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書や本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- (2) 前項の方法により本人認証のうえ取引を行った時には、その取り扱いにより生じた損害については、第10条および第11条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引のうち当行がカード認証によることを認めた取引に利用できます。

- (1) カード発行している普通預金の預金の払戻し、解約
- (2) カード発行口座と、同一店舗・同一名義の、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、積立式定期預金（財形預金は除きます。）の預金の払戻し、解約、書替継続等
- (3) 上記(1)(2)に規定する口座への預入れ
- (4) 上記(1)(2)に規定する普通預金、貯蓄預金からの振替による税金、公共料金等の支払い、振込、納税準備預金からの振替による税金の支払い
- (5) 上記(1)(2)に規定する口座にかかる当行が定める各種届出およびサービスの申し込み
- (6) その他当行が定める取引

5. (利用方法等)

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証の対象取引は、当行所定の機器にて暗証番号を入力して、取引の依頼を行ってください。
- (2) カード認証の対象取引は、当行が第3条の方法により本人であることを確認し届出およびサービスの申込が完了した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

6. (手数料等)

取引に際して手数料が発生する場合は、原則当行が定めた窓口扱いの手数をいただきます。

7. (取引内容の確認)

カード認証による入出金取引については、通帳への記帳、「高知銀行アプリ」残高・取引明細照会等により定期的に確認してください。

8. (カード認証取引の停止等)

- (1) カード認証取引の停止を行う場合は、当行所定の手続により届け出てください。
- (2) 当行において利用が不適切と認められた場合は、利用者には通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

9. (障害時等の取扱い)

停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、カード認証の取扱いをご利用いただけません。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻し等については、本人の故意による場合または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび本人に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払出しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ. 当該払戻しが本人の重大な過失により行われた場合
 - ロ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によ

って行われた場合

ハ、本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② カードの盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

12. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金取引規定、こうぎんカード取引規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）が適用されるものとします。なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

以 上